

# 緑区中山町住居表示検討委員会規約

## (設置目的)

第1条 緑区中山町を中心とする地域における住居表示の実施を検討するにあたり、関係地域住民の意見を反映させるため、緑区中山町住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 住居表示実施の賛否に関すること
- (2) 住居表示実施に伴う町の区域の変更に関すること
- (3) 住居表示実施に伴い新たに町を設定する場合、その区域及び町の名称に関すること
- (4) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 関係地域の住民組織等の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) その他委員会が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、緑区中山町を中心とする地域の住居表示実施を検討するにあたり必要な期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。  
3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

## (委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の定足数は、委員の過半数とする。  
3 会議の議事は、出席委員の 2 / 3 以上の多数決により決する。  
4 会長が必要と認めたときは、議事に關係のある者に出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。

5 会議の開催予定や議事等は、横浜市のウェブサイトに掲載する。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として、関係地域住民に公開する。

- 2 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会議開始時間までに会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は会長が定めることとし、先着順とする。
- 4 傍聴者は、会長の指示に従って傍聴しなければならないこととし、これに従わない場合は、傍聴の中止等の必要な措置を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局区政支援部窓口サービス課内および緑区総務部区政推進課内において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年9月15日から施行する。